

令和 8 年度分 市民税・県民税申告の手引き

見 附 市

この申告書は、令和 7 年中のあなたの収入状況を証明する大切な資料となりますので、収入・控除など該当する項目を記載し、**申告期間内（令和 8 年 2 月 16 日（月）～3 月 16 日（月））に提出してください。**

提出された申告書は、市民税県民税の算定のほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料の算定、高額医療費、児童手当及び児童扶養手当の支給判定、所得証明書等の発行の基礎資料になります。

申告されないと不利益になる場合がありますので、**所得の有無にかかわらず、提出してください。**

スマホ・パソコンから電子申告ができるようになりました。

◎電子申告を行うには、下記の「申告に必要なもの」と電子証明書が有効な状態のマイナンバーカード・マイナンバーカードのパスワード 2 種類が必要です。

◎電子申告の詳細は市ホームページまたは電子申告リーフレットをご覧ください。

見附市ホームページ▶



申告書を提出しなければならない方

◎ 令和 8 年 1 月 1 日現在、見附市に住所がある方。**ただし、次のいずれかに該当する方は申告不要です。**

1. 令和 7 年分の所得税の確定申告書を税務署に提出した方
2. 給与収入のみの方で、勤務先から見附市へ年末調整済みの「給与支払報告書」が提出された方
3. 公的年金等収入のみの方
4. 令和 7 年中に収入がなかった方で、親族の扶養となっている方

申告に必要なもの

1. 令和 8 年度分市民税・県民税申告書
2. 給与又は公的年金等の源泉徴収票（原本）
3. 各種控除（社会保険料・生命保険料等）の**支払報告書**や**証明書**、**障害者手帳**、**障害者控除対象者認定書**
4. 医療費控除を受ける方は、**医療費控除の明細書**
5. 次のいずれかの本人確認書類の写し

① マイナンバーカード

② 通知カード及び顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート等）

③ マイナンバーが記載された住民票及び顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート等）

※通知カードは令和 2 年 5 月 25 日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

収入がなかった方、非課税所得のみの方

◎ 給与や公的年金等の収入が無かった方、遺族年金や障害者年金等の非課税所得のみの方は、申告書おもて面の「5 前年中所得のなかった人などの記入欄」に記入して提出してください。

営業等・農業・不動産所得がある方

◎ 営業等・農業・不動産所得を申告される方は、うら面の所得の収支内訳書を記入、または別紙「収支内訳書（営業等・農業・不動産）」を作成し提出してください。算出の根拠となる総収入金額及び必要経費を該当科目の金額欄に記載してください。

◎ 「**市民税・県民税の申告**」をされる方は、「**記帳・帳簿等の保存制度**」の対象です。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。

申告相談会の日程・会場

◎ 「申告相談は事前予約制です。ご予約は見附市ホームページ（24 時間受付）または予約専用番号 0258-89-6611（平日 9：00～16：30）までお願いします。

期 間	相談受付時間	申告会場
令和 8 年 2 月 16 日（月）から 令和 8 年 3 月 16 日（月）まで （土、日、祝日は除く）	9:00～17:00 （火）は 18:00 まで （12:00～13:00 を除く）	見附市役所 （4 階大会議室）

お問い合わせと提出先

〒954-8686 新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号

見附市役所 市民税務課民税係

電話 0258-62-1700（内線 121,122,123,130）

申告書は、見附市ホームページからダウンロード
することができます。

アドレス：<https://www.city.mitsuke.niigata.jp>

※ 申告書は郵送により提出することもできます。

I 所得金額

1 営業等所得 2 農業所得 3 不動産所得

必要
経費

収入を得るために直接要した費用です。これには、販売した商品などの原価、雇人費、事業用固定資産などの地代・家賃、借入金の利子、修繕費、損害保険料、減価償却費などがあります（生活費、所得税、市県民税などは入りません）。

営業等所得	卸売業、小売業、飲食業、製造業、サービス業などの営業や内職、外交員、集金人などの事業をしている方の所得です。
農業所得	水稻、畑作、果樹などの農産物の生産、家畜類の飼育などの事業をしている方の所得です。
不動産所得	土地や建物、船舶などの不動産、不動産の上に存する権利の貸付け事業をしている方の所得です。地代、家賃、権利金のほか田畑の小作料も含まれます。

【所得額の計算】

収入金額	－	必要経費
------	---	------

【記入欄】

収入・経費の明細		別紙「収支内訳書（営業等・農業・不動産）」
収入金額	営業等収入	申告書おもて面「営業等 ア」
	農業収入	申告書おもて面「農業 イ」
	不動産収入	申告書おもて面「不動産 ウ」
所得金額	営業等所得	申告書おもて面「営業等 ①」
	農業所得	申告書おもて面「農業 ②」
	不動産所得	申告書おもて面「不動産 ③」
月別収入金額		申告書うら面「9 月別収入金額の内訳」

4 給与所得

【所得の概要】

- ・給料、賃金、賞与など給与に係る所得です。
- ・アルバイトやパート、日雇賃金も含まれます。

【所得額の計算】

給与等の収入金額	－	給与所得控除額
----------	---	---------

【記入欄】

収入金額	申告書おもて面「給与 カ」
所得金額	申告書おもて面「給与 ⑥」
月別収入金額	申告書うら面「9 月別収入金額の内訳」

◎給与所得の計算

給与収入金額	給与所得金額
～ 650,999 円	0 円
651,000 円 ～ 1,899,999 円	年収 － 650,000 円
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	※ 収入金額 × 2.8 － 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	※ 収入金額 × 3.2 － 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,500,000 円	年 収 × 0.9 － 1,100,000 円
8,500,001 円 ～	年収－1,950,000 円－所得金額調整控除

※収入金額＝年収 ÷ 4
(1,000 円未満切り捨て)

* 所得金額調整控除については「II.14 所得金額調整控除」を参照

5 雑所得

① 公的年金等

【所得の概要】

国民年金、厚生年金、共済組合年金等を受給している人の所得です。

【所得額の計算】

公的年金等の収入金額	－	公的年金所得控除額
------------	---	-----------

【記入欄】

収入金額	申告書おもて面「公的年金等 キ」
所得金額	申告書おもて面「公的年金等 ⑦」

※ 遺族年金や障害者年金、一時恩給などは非課税所得です。前年中に非課税所得のみであった方は、おもて面の「5 前年中所得がなかった人などの記入欄」に記入してください。

◎公的年金等の所得の計算

受給者の 年齢	公的年金等の収入合計	公的年金等所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
昭和 36 年 1 月 1 日 以前に生 まれた方 (65 歳以上)	330 万円未満	収入金額 － 1,100,000 円	収入金額 － 1,000,000 円	収入金額 － 900,000 円
	330 万円以上 410 万円未満	収入金額 × 0.75 － 275,000 円	収入金額 × 0.75 － 175,000 円	収入金額 × 0.75 － 75,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額 × 0.85 － 685,000 円	収入金額 × 0.85 － 585,000 円	収入金額 × 0.85 － 485,000 円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額 × 0.95 － 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,255,000 円
	1,000 万円以上	収入金額 － 1,955,000 円	収入金額 － 1,855,000 円	収入金額 － 1,755,000 円
昭和 36 年 1 月 2 日 以後に生 まれた方 (65 歳未満)	130 万円未満	収入金額 － 600,000 円	収入金額 － 500,000 円	収入金額 － 400,000 円
	130 万円以上 410 万円未満	収入金額 × 0.75 － 275,000 円	収入金額 × 0.75 － 175,000 円	収入金額 × 0.75 － 75,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額 × 0.85 － 685,000 円	収入金額 × 0.85 － 585,000 円	収入金額 × 0.85 － 485,000 円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額 × 0.95 － 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 － 1,255,000 円
	1,000 万円以上	収入金額 － 1,955,000 円	収入金額 － 1,855,000 円	収入金額 － 1,755,000 円

② 業務

【所得の概要】

継続的な副業にあたる所得です。前々年の収入が300万円を超える場合は現金預金取引等関係書類(領収書や預金通帳など)の保存が、1000万円を超える場合は収支内訳書の提出が必要です。

【所得額の計算】

収入金額 － 必要経費

【記入欄】

収入金額	申告書おもて面「業務 ク」
所得金額	申告書おもて面「業務 ⑧」

③ その他

【所得の概要】

個人年金などの、他のいずれにも該当しない所得です。

【所得額の計算】

収入金額 － 必要経費

【記入欄】

収入金額	申告書おもて面「その他 ケ」
所得金額	申告書おもて面「その他 ⑨」

6 一時所得

【所得の概要】

賞金、懸賞当選金品、競馬や競輪の払戻金、生命保険金の一時金、損害保険の満期返戻金等の一時的な所得です。

【所得額の計算】

{収入金額 － 必要経費 － 特別控除 (50 万円)} × 1 / 2

【記入欄】

収入金額	申告書おもて面「一時 シ」
所得金額	申告書おもて面「総合譲渡・一時 ⑪」

7 その他の所得

利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などの所得（マル優及び源泉分離分は除く）
配 当 所 得	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剰余金の分配などの所得
総 合 課 税 の 譲 渡 所 得	土地建物以外の資産（営業権、車輛、ゴルフ会員権、機械器具など）の譲渡による所得

Ⅱ 所得から差し引かれる金額（所得控除額）

1 社会保険料控除 ※ 国民年金保険料は、支払額証明書等を添付してください。

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料及びその他の社会保険料を支払った場合に、その全額が控除の対象になります。

※ 公的年金から天引きされた社会保険料の場合、年金受給者以外の方が控除を受けることはできません。

2 小規模企業共済等掛金控除 ※ 支払額証明書等を添付してください。

あなたが小規模企業共済法による独立行政法人中小企業基盤整備機構と結んだ共済契約の掛金や確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に、その全額が控除の対象になります。

3 生命保険料控除 ※ 支払額証明書を添付してください。

あなたが生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合に受けられます。

① 次の計算式で一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の区分ごとに控除額を計算します。

旧生命保険料・旧個人年金保険料 (平成 23 年 12 月 31 日以前契約分)		新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料 (平成 24 年 1 月 1 日以降契約分)	
支払った保険料	控 除 額	支払った保険料	控 除 額
15,000 円以下	支払保険料の全額	12,000 円以下	支払保険料の全額
15,001 円～ 40,000 円	支払保険料 × 1/2 + 7,500 円	12,001 円～ 32,000 円	支払保険料 × 1/2 + 6,000 円
40,001 円～ 70,000 円	支払保険料 × 1/4 + 17,500 円	32,001 円～ 56,000 円	支払保険料 × 1/4 + 14,000 円
70,001 円～	一律 35,000 円	56,001 円～	一律 28,000 円

② 保険の区分ごとに、次の 3 とおりの中で、最も有利となる額を適用することとなります。

適用する保険料等	控 除 額
新契約のみ	新契約の計算式で算定した額…㊦（適用限度額は 28,000 円）
旧契約のみ	旧契約の計算式で算定した額…㊩（適用限度額は 35,000 円）
新契約と旧契約の両方がある	㊦と㊩を合計した額…㊧（適用限度額は 28,000 円）

※ 一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の控除額の合計額が 7 万円を超える場合、生命保険料控除は最高 7 万円が限度です。

4 地震保険料控除 ※ 支払額証明書を添付してください。

あなたが地震保険料を支払った場合に受けられます。また、平成 18 年 12 月 31 日までに契約された長期損害保険（満期返戻金があり保険期間が 10 年以上のもの）の保険料を支払った場合にも受けられます。

区 分	控 除 額	区 分	支払った保険料	控 除 額
地 震 保 険 料	支払った保険料の 1/2 (限度額 25,000 円)	旧長期損害 保 険 料	5,000 円以下	支払保険料の全額
			5,001 円 ～ 15,000 円	支払保険料 × 1/2 + 2,500 円
			15,001 円 ～	一律 10,000 円

※ ただし、地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれの控除額の合計になります（上限 25,000 円）。

※ ひとつの保険契約が、地震保険料にも旧長期損害保険料にも該当する場合には、どちらか一方の契約区分を選んで控除額を計算してください。

5 寡婦・ひとり親控除

あなたが寡婦またはひとり親である場合に受けられます。

区 分	該 当 者	控除額
寡 婦	① 夫と離婚後、婚姻していない方で、扶養親族（総所得金額等が 58 万円以下）を有し、合計所得金額が 500 万円以下の方	260,000 円
	② 夫と死別後、婚姻していない方で、合計所得金額が 500 万円以下の方	
ひとり親	夫もしくは妻と死別または離婚後、婚姻していない方、未婚のひとり親の方で、ほかの人の扶養に取られていない生計を一にする子（総所得金額等が 58 万円以下）を有し、合計所得金額が 500 万円以下の方	300,000 円

6 勤労学生控除

あなたが学生（専修学校、職業訓練校などを含む）で、合計所得金額が 75 万円以下でかつ、勤労によらない所得が 10 万円以下である場合に受けられます。控除額は、260,000 円です。

7 障害者控除 ※障害者の方の手帳や障害者控除対象者認定書の写しを添付してください。

あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族含む)が、障害者である場合に受けられます。

区 分	該 当 者	控除額
普 通 障 害 者	・ 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方 ・ 年齢 65 歳以上の方で障害及び介護の程度が障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている方	260,000 円
特 別 障 害 者	・ 身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A 級の方 ・ いつも病床にいて複雑な介護を要し、市町村長等の認定を受けている方	300,000 円
同居特別障害者	あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している特別障害者	530,000 円

8 配偶者控除・配偶者特別控除

あなたの合計所得金額に応じて下記の表の控除額が受けられます。

※ 配偶者が事業専従者となっている場合やほかの方の扶養になっている場合には受けられません。

区分	配偶者の合計 所得金額	【参考】 配偶者の収入が給与のみの場合の 収入金額	あなたの合計所得金額		
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者 控除	一 般	123 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	老 人 (昭和 31 年 1 月 1 日以前に 生まれた方)		38 万円	26 万円	13 万円
配偶者 特別 控除	58 万円超 100 万円以下	123 万円超 165 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下	165 万円超 170 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	170 万円超 175 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	175 万円超 180 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	180 万円超 185 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	185 万円超 190 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	190 万円超 197 万 1,999 円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	197 万 1,999 円超 201 万 5,999 円以下	3 万円	2 万円	1 万円
	133 万円超	201 万 5,999 円超	0 円	0 円	0 円

9 扶養控除

あなたと生計を一にする親族のうち合計所得金額が 58 万円以下の方がいる場合に受けられます。

※ 16 歳未満の扶養親族(年少扶養親族)は控除額が発生しません。ただし、市・県民税算定の際は、扶養の人数に含めて計算します。

※ 親族が事業専従者となっている場合やほかの方の扶養になっている場合には受けられません。

区 分	被扶養者の年齢		該 当 者	控除額
扶 養 控 除	一般扶養	16 歳以上 19 歳未満	平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日までに生まれた方	330,000 円
		23 歳以上 70 歳未満	昭和 31 年 1 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日までに生まれた方	
	特定扶養	19 歳以上 23 歳未満	平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日までに生まれた方	450,000 円
	老人扶養	70 歳以上	昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた方	380,000 円
	同居老人扶養		同居の老人扶養親族であなとか配偶者の直系尊属の方	450,000 円

10 特定親族特別控除

あなたと生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者を除く)で、前年の所得金額が合計 58 万円超 123 万円以下の方(以下、特定親族)がいる場合に、所得控除の適用を受けることができます。

※ あくまで一部控除を認めるものであり、合計所得金額が 58 万円を超えるため控除対象扶養親族には該当しません。

特定親族の合計所得金額	【参考】特定親族の収入が給与所得のみの 場合の収入金額	特定親族特別控除額
58 万円超 95 万円以下	123 万円超 160 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	160 万円超 165 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	165 万円超 170 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	170 万円超 175 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	175 万円超 180 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	180 万円超 185 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	185 万円超 188 万円以下	3 万円

11 基礎控除

合計所得金額に応じて基礎控除が受けられます。

合計所得金額	基礎控除額
～ 2,400 万円以下	430,000 円
2,400 万円超 ～ 2,450 万円以下	290,000 円
2,450 万円超 ～ 2,500 万円以下	150,000 円
2,500 万円超 ～	適用外

12 雑損控除 ※ 災害等に関連してやむを得ず支出した金額の領収書、証明書を添付してください。

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族で総所得金額等が 58 万円以下の方が、災害や盗難等により家屋、家財に損害を受けた場合に受けられます。

控除額は次のいずれか**多い方**の金額です。

- ①(「損害金額」-「保険金等による補てん金額」)-(「総所得金額等」×10%)
- ②「差引損失額のうち災害関連支出の金額」-5万円

13 医療費控除 ※医療費控除の明細書を記入し添付してください。

あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費について、次のⅠかⅡのいずれか多い金額を控除できます。

- Ⅰ：(「支払った医療費」-「保険金等による補てん金額」)-(10 万円または総所得金額等の 5 %のいずれか少ない額)
※上限 200 万円
- Ⅱ：「スイッチ OTC 医薬品の購入費用」-「保険金等による補てん金額」-12,000 円
※上限 88,000 円、本人が検診やインフルエンザの予防接種などを受けていることが要件

14 所得金額調整控除

- ①給与の収入が 850 万円を超えていて、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合に算出された金額を給与所得額から控除できます。
 - (1) 本人が特別障害者に該当する方
 - (2) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する方
 - (3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方

所得金額調整控除額 = (給与収入金額 (上限 1,000 万円) - 850 万円) × 10%

- ②給与所得と年金所得の双方を有する方は次の式で算出された金額を、給与所得の金額から控除できます。
所得金額調整控除額 = (給与所得 (上限 10 万円) + 公的年金所得 (上限 10 万円)) - 10 万円

Ⅲ 寄附金控除 ※ 領収書、証明書などを添付してください。

都道府県、市町村、特別区、新潟県共同募金会または日本赤十字社新潟県支部に対する寄附金、新潟県または見附市が条例により指定した寄附金の合計が2千円以上ある場合に税額から控除されます。

Ⅳ 税額算出のしくみ ※ 分離課税がある場合は、計算式が異なります。

市県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。

で次の図式によって計算します。

総所得金額	−	所得控除額	=	課税標準額 (1,000 円未満切捨て)
-------	---	-------	---	-------------------------

区 分	均等割額	所得割・税率
市民税	3,000 円	6 %
県民税	1,000 円	4 %

課税標準額	×	所得割税率	−	調整控除	−	税額控除	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額 (100 円未満切捨て)
-------	---	-------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	---------------------

※ 所得税の確定申告において配当割額または株式等譲渡所得割額を申告した場合、これらの額に市民税は 3 / 5、県民税は 2 / 5 を乗じた額を所得割額から控除します。

【調整控除】

平成 19 年度から、所得税から住民税への税源移譲が行われたことに伴い、所得税と市県民税の扶養控除等の人的控除額の差に基づく税負担増を調整するため、市県民税所得割額から一定の額を控除するものです。

令和3年度から高額所得者の基礎控除が消失する仕組みの導入に伴って、合計所得金額2,500万円超の場合、調整控除の適用がありません。合計所得金額2,500万円以下の場合は基礎控除に係る人的控除額の差は一律5万円として、調整控除が適用されます。

【税額控除】

配当控除	株式の配当などの配当所得があるとき、その金額に一定の率を乗じた額を市県民税所得割額から控除するものです。
寄附金控除	前記「Ⅲ 寄附金控除」のとおり